

様式第三（第5条関係）

事業再構築計画の内容の公表

1. 認定をした年月日 平成22年7月28日

2. 認定事業者名 横浜新都市交通株式会社

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

横浜新都市交通株式会社（路線名「金沢シーサイドライン」）は、平成元年7月にJR線新杉田駅と京浜急行線金沢八景駅（暫定駅）間10.6キロを開業し、新交通システムとして軌道事業を経営している。

金沢シーサイドラインの沿線には、住宅団地、工業団地のほか、病院、学校、景勝地、レジャー施設、大型ショッピングモールなどが散在しており、通勤通学のほか買い物、行楽の足として広く利用されている。

輸送人員は、平成21年度において年間約1,800万人（1日平均約50,000人）であり、地域の公共交通機関としての役割を果たしている。

横浜新都市交通株式会社では、平成14年度以降は単年度黒字の計上を継続しているものの、初期投資等に係る借入金等により、平成21年度末で約14億7千万円の債務超過状態にある。

このような状況の中、今後とも快適で安全な輸送サービスを継続的、安定的に提供していくためには、自立した経営のもと、老朽化した車両等の大型設備更新及びサービス向上を確実に実施するため、資金調達の円滑化を図り財務体質を強化する必要がある。

このため、横浜市を引受先とする第三者割当増資を実施することで、債務超過を解消し、更なる財務体質の改善をしていくこととした。

また、平成21年12月に策定した平成21年度から25年度までを対象期間とする「経営改善計画」を確実に実行することにより、安全を第一に、コスト削減、增收・利用促進、旅客サービスの向上、効率経営の推進を図り、収益性の改善を図る。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、平成24年度には平成21年度に比べて、ROE（自己資本当期純利益率）を132%向上させることを目標とする。

4. 認定事業再構築計画に係る事業再構築の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

①中核的事業

軌道事業

②選定理由

横浜新都市交通株式会社（金沢シーサイドライン）は、総営業キロ10.6キロの営業距離を有している。沿線には、住宅団地、工業団地のほか、病院、学校、景勝地、レジャー施設、大型ショッピングモールなどが散在しており、通勤通学のほか買い物、行楽の足として広く利用されている。

輸送人員は、年間約1,800万人（1日平均約50,000人）であり、地域の公共交通機関として今後とも継続的な利用が見込まれる。

軌道事業収入が22年3月期の収入の95%を占めており、軌道事業が横浜新都市交通株式会社の中核事業である。

③事業再構築に係る事業の内容

債務超過の解消のため、横浜市を引受先とする第三者割当増資を実施する。これにより資金調達の円滑化を図り財務体質の強化が図られる。

(事業の構造の変更：増資)

増資額：2,500,000,000円（うち2,500,000,000円を資本金に組入れ）

増資前の資本金：7,600,000,000円

増資後の資本金：10,100,000,000円

増資の方法：横浜市を引受人とする第三者割当増資

増資予定日：平成22年8月下旬（予定）

(事業革新)

誘客誘致を図ることを重要課題として位置付け、横浜新都市交通株式会社沿線の観光地である八景島シーパラダイスなど周辺施設とのタイアップによる「チケット付企画乗車券」の開発を行い、旅客収入の増加を図る。また、昼間回数券（オフタイム回数券）等の新規乗車券を販売し、利用促進に繋げる。

その他、「新造車両オリジナルグッズ」の新規開発のほか、新規広告媒体（ラッピング列車、車内広告等）の開発を行い、販売を促進する。

これとあわせて金沢シーサイドラインを利用しやすい環境を整備するために新造車両の導入及び駅設備のバリアフリー化（駅外のエレベーター整備）を推進する。

以上により、積極的に利用者を増加させ、平成25年3月期における「チケット付企画乗車券」、「昼間回数券」及び「新造車両オリジナルグッズ」等の売上高を総売上高の1.7%となることを目標とする。

(2) 事業再構築を行う場所の住所

神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1 横浜新都市交通株式会社本社

(3) 関係事業者・外国関係法人

該当なし

(4) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再構築の開始時期及び終了時期

開始時期：平成22年8月

終了時期：平成25年3月

6. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数（平成22年5月時点）

106名

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数

105名

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数

105名

(4) (3) 中、新規に採用される従業員数

6名

(5) 事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数

該当なし

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更 資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	①増加前資本金：7,600,000,000円 ②増加する資本金：2,500,000,000円 (資本準備金：0円) ③増資の方法：横浜市を引受人とする第三者割当増資 ④増資予定日：平成22年8月下旬(予定)	租税特別措置法第80条第1項第1号(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)
事業革新 第2条第4項第2号イ	「チケット付企画乗車券」、「昼間回数券」及び「新造車両オリジナルグッズ」等を新規発売することにより、平成25年3月期の3月期の新商品の売上高を総売上高の1.7%となることを目指とする	